瑞穂市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画



令和８年４月

瑞穂市教育委員会

目次

1　計画の趣旨、現状 2

⑴　計画の趣旨 2
⑵　瑞穂市の現状 3

2　目標 3

⑴　時間外在校等時間に関する目標 3
⑵　ワーク・ライフ・バランスや働きがい当に関する目標 3

3　計画の期間 3

4　実施する業務量管理・健康確保措置の内容 4

⑴　「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し 4
　イ）学校以外が担うべき業務 4
　ロ）教師以外が積極的に参画すべき業務 5
　ハ）教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務 5
⑵　学校における措置の促進 5
⑶　教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組 6

5　関連する取組、今後のフォローアップについて 7

1　計画の趣旨、現状

⑴ 計画の趣旨

近年、教育職員の業務が長時間に及ぶ状況は、依然として重要な課題となっている。公立学校の教育職員については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」（平成 15 年政令第 484 号）において、同令第２号に掲げる業務以外については時間外勤務を命じないものとされている。しかしながら、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、時間外勤務として命じられたものでない場合であっても、学校教育活動に関する業務であることに変わりはない。このため、こうした業務を含め、教育職員が業務を行う時間を適切に把握・管理することは、学校における働き方改革を推進する上で不可欠である。

また、令和２年に国が教育職員の業務を行う時間の上限を示して以降、１箇月当たりの時間外在校等時間は減少傾向にあるものの、依然として長時間勤務となっている教育職員も多く、各学校における取組状況にも差が見られるなどの課題がある。教育委員会及び校長等の学校管理職は、「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 号）その他の関係法令に基づき、教育職員の勤務時間及び健康の管理を行うとともに、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進め、教育職員の心身の健康を確保するための安全配慮義務を負っている。とりわけ、時間外在校等時間が長時間に及ぶ教育職員に対しては、より実効性のある対策を講じる必要がある。

さらに、業務分担の見直しや適正化に当たっては、単なる配分の調整にとどまらず、業務そのものの在り方を見直し、慣例や従来の考え方にとらわれることなく、業務の精選を進めていくことが重要である。学校及び教育職員が担う業務全体の縮減を図る視点が求められる。

本市においては、令和３年度に策定した瑞穂市教育振興基本計画の「基本施策⑹　教育職員の指導力向上の取組の充実」における「②勤務環境の改善事業」に基づき、教員が心身ともに健康な状態で児童生徒と向き合うことが、学校教育の充実につながるとの考えのもと、適切な労務管理の推進と勤務環境の改善に取り組んできた。今後は、教育職員の勤務状況の一層の改善を図り、健康を維持しながら自己研鑽の時間を確保し、専門性を最大限に発揮できる環境を整備することにより、働きやすさと働きがいの両立を実現し、より質の高い教育の実現を目指す必要がある。

以上のことから、学校における働き方改革の推進は喫緊の課題であり、本計画に基づき、業務量管理及び健康管理措置を総合的かつ計画的に推進するものである。

⑵ 瑞穂市の現状

瑞穂市では、令和２年３月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、瑞穂市立小中学校管理規則を改正し、新たに「業務量の適切な管理」の条項を追加した。さらに、令和７年３月には、同規則に在校等時間の上限等に関する条文を追加する改正を行い、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、瑞穂市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月３４時間	３４．５％	２．９％
中学校	月４９時間	３２．５％	９．０％

時間外在校等時間が４５時間を超える割合が３３．５％と多くなっている。行事の準備や会議準備・書類作成等の事務処理など業務の負担感が大きくなっており、行事の精選や書類の簡素化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第 8 条に基づき本計画を作成するものである。

２　目標

⑴ 時間外在校等時間に関する目標

・１箇月時間外在校等時間が４５時間以下の割合を１００％にする。

・１年間における１箇月時間外在校等時間の平均時間を３０時間程度にする。

⑵ ワーク・ライフ・バランスや働きがい当に関する目標

【カッコ内は令和６年度の数値】

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を１５日以上にする。【13.1 日】

・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を７％まで減少させる。【7.6%】

・ストレスチェックにおける健康リスクの値を７０以下とする。【72.6】

・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

３　計画の期間

本計画は、令和８年度を初年度として、令和１２年度を目標年度とする５年計画である。なお、国の指針や社会環境の変化等により見直しが必要な場合には、計画の見直しを行う。

令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度	令和 １２年度
瑞穂市第３次教育振興基本計画 （令和８年度～令和１２年度）				
瑞穂市立学校の教育職員に関する業務量・健康確保措置実施計画 （令和８年度～令和１２年度）				

4　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

⑴　「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

イ）学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「３分類」①関係）

・学校運営協議会や自治会等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「３分類」②関係）

・放課後から夜間における見回りについては、警察を中心とした関係団体に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて保護者と認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「３分類」③関係）

・学用品費や教材費等の学校徴収金について、教育職員の業務量の適正化を図るとともに、徴収・管理の在り方や役割分担を整理し、物品選定や契約手続における公平性・透明性の確保といった実務上の課題を踏まえ、公会計化を含めた制度的な対応の在り方について検討を進める。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「３分類」⑤関係）

・保護者等からの苦情対応に関し、教育職員の業務負担や心理的負担が過度に集中することを防ぐため、教育委員会の責任において、教育職員が必要に応じて弁護士等の専門家から助言を受けられる相談体制を構築する。
　早期の専門的助言により、事案の深刻化や長期化を防止し、学校現場及び市全体の負担軽減につなげる。

ロ）教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「３分類」⑥関係）

・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

・学校事務体制の強化のため、共同学校事務室を整備する。

◆学校体育館やグランド等の施設・設備の管理（「３分類」⑨関係）

・学校体育館やグランド等の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において行う。

◆校内清掃（「３分類」⑫関係）

・教育委員会の支援員が定期的に学校を巡回し環境整備を行うとともに、各校ＰＴＡに協力依頼し、校地内の清掃や環境整備にあたる。

◆部活動（「３分類」⑬関係）

・Ｒ８年度から、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実施する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ハ）教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「３分類」⑮⑯関係）

・資料の印刷や器具の点検などの授業準備を補助するスクールサポートスタッフを市内の全ての学校に配置して効果的に活用する。

・校務支援システムの機能やクラウド技術を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑲関係）

・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議へ適宜参加し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年２回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

・学校等生活支援員の勤務時間延長や配置人数の拡充を図る。

⑵ 学校における措置の促進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回

って編成されている場合には、教育課程に見合うものとなるよう指導・助言を行う。

・ねらいが形骸化し十分な効果が見込めない行事や活動等の見直すとともに、清掃時間や休み時間、下校時刻を含めた日課の在り方を常に工夫していく。

・デジタル技術の活用により、研修や会議資料のクラウド化などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、５５％にする。

・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能（録音アナウンス）についてＲ１０年度中を目途に全校に設置する。

⑶ 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

・１箇月時間外在校等時間が８０時間を超えた教育職員に医師による面接指導を促す。

・１１時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

・ストレスチェックの実施率を１００％にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。

・心身の健康問題についての相談窓口を校内及び市教育委員会内に設置する。

・年次有給休暇や特別休暇を取得しやすい校内の雰囲気づくりに努めるよう、各学校に対して指導・助言する。

・令和８年度中に、学校における定時退校日を月５回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に４日間の一斉閉校期間の設定を行う。

５　関連する取組、今後のフォローアップについて

・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

・学校における児童生徒への支援に係る医療・福祉人材の確保については、関係部局及び関係機関と連携し、取組を推進する。

・時間外在校等時間に係る目標の達成状況を把握するとともに、心身の健康状態については、スクールカウンセラー・スーパーバイザーの巡回記録及び本市で実施するストレスチェックの結果を活用し、把握する。

・教育委員会は、各学校の状況を確認し、本計画に照らして課題が認められる場合には、当該学校に対する聞き取りを行い、指導・助言等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員が在籍する学校や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保に課題がある学校に対しては、当該年度内に速やかな改善が図られるよう、個別の支援及び指導を行う。

・各学校における働き方改革の取組を一層推進するため、あらゆる機会を捉えて本計画の周知を図るとともに、管理職を対象としたマネジメント研修の充実等により、教育委員会としての支援を強化する。各学校においては、校長のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえ、本計画に基づく取組を着実に実施する。

・保護者及び地域の理解促進を図るため、首長部局と連携し、保護者や地域の自治会等に対し、本市の「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知するとともに、具体的な取組への協力が得られるよう努める。

学校と教師の業務の３分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。
 これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

6. **調査・統計等への回答**｜学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
7. **学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理**｜学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
8. **ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理**｜教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
9. **学校プールや体育館等の施設・設備の管理**｜教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
10. **校舎の開錠・施錠**｜副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
11. **児童生徒の休み時間における安全への配慮**｜地域住民等の支援や、輪番等を促進
12. **校内清掃**｜児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
13. **部活動**｜部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

14. **給食の時間における対応**｜食に関する指導については、栄養教諭等が対応
15. **授業準備**｜教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
16. **学習評価や成績処理**｜採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
17. **学校行事の準備・運営**｜関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
18. **進路指導の準備**｜就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
19. **支援が必要な児童生徒・家庭への対応**｜専門スタッフとの協働等を促進

※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画